

令和5年度

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業

利用の手引き

宮城県は、地球温暖化の防止や森林整備の促進、健康で快適な住まいづくりなどに大きく寄与する木材の利用を進めるため、「みやぎ環境税」を活用し、木造住宅の普及・支援を実施します。

木材利用の良さ

○地球温暖化防止などの環境保全に貢献できる

木材を住宅などに使用すると、森林が吸収した二酸化炭素が長期間にわたり固定され、大気中の二酸化炭素の低減に繋がります。

また、木材は鉄やコンクリートなどの資材に比べて、製造や加工に要するエネルギーが少ないため、二酸化炭素の排出量を削減することができます。

○林業振興や森林整備が促進される

多くの森林資源が収穫期を迎えておりにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。

「植える→育てる→使う→植える」という森林整備と木材利用のサイクルを維持することにより、森林の保全・利用、水源のかん養などの公益的な機能が発揮されます。

○健康で快適な居住環境がつくられる

木材は断熱性に優れ、ぬくもりがあります。また、湿度を調節する働きがあり、乾燥のしすぎや高い湿度、結露などを抑えます。

さらに、衝撃の緩和（柔らかい）、紫外線吸收（目にやさしい）、ダニの抑制などの利点があります。

目 次

申 請 の 前 に	- 3 -
手 続 き の 流 れ	- 5 -
必 要 書 類 の 提 出 先・お 問 い 合 わ せ 先	- 6 -
必 要 書 類 の 様 式	- 6 -
応 募 の 要 件	- 7 -
1 建て主に関する要件	- 7 -
2 住 宅 に 関 す る 要 件	- 8 -
補 助 金 額	- 10 -
付 付 申 請 書 の 提 出	- 12 -
補 助 金 交 付 決 定	- 21 -
現 地 調 查	- 21 -
実 績 報 告 書 の 提 出	- 22 -
補 助 金 額 の 確 定・補 助 金 振 返 み	- 25 -
そ の 他 の 手 続 き	- 25 -
1 事 業 の 廃 止	- 25 -
2 事 業 内 容 の 変 更	- 25 -
3 事 業 の 繰 越	- 26 -



申請の前に

この支援制度を利用することや、新築する住宅の柱や梁などに宮城県産の木材を使用することなどを工務店・設計業者等の方とよく打合せしてください。

また、必要書類の提出時期など手続きの流れについても、この「利用の手引き」で事前に御確認ください。

◆この事業における定義

「宮城県産材」とは

- ・合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品です。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認証工場で加工した集成材を含みます。

「県産JAS製品」とは

- ・農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）に基づく、林産物等及びその加工品の品質保証規格を満たし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内のJAS認証工場で加工した木材製品です。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認証工場で加工した集成材を含むものとする。
- ・詳しくは県内のJAS認定工場にお問い合わせください。

(<https://miyagi-wood.jp/jas/>)

「優良みやぎ材」とは

- ・宮城県産材（集成材を除く）のうち、産地だけでなく、乾燥や強度、寸法などの一定の基準を「みやぎ材利用センター」が検査し、認証した製品です。
- ・優良みやぎ材として認証されるためには、乾燥や強度・寸法などの品質がJAS（日本農林規格）の基準をクリアしている必要があります。
 - ・「みやぎ材利用センター」が認定した工場で生産されます。
 - ・優良みやぎ材を認証する際には認証料金が発生します。詳しくは「みやぎ材利用センター」までお問い合わせください。

宮城県産材の産地証明、優良みやぎ材の認証に関するお問い合わせ先

みやぎ材利用センター

・本部

〒981-0908 仙台市青葉区東照宮1丁目8-8 宮城県木材協同組合内
TEL 022-233-2883(代) FAX 022-275-4936

・建築資材部

〒983-0036 仙台市宮城野区苦竹2-7-30 宮城木材文化ホール内
TEL 022-239-2661 FAX 022-232-1107

・合板資材部

〒986-0005 石巻市大瓜字棚橋下待井65-1 石巻地区森林組合内
TEL 0225-93-1711(代) FAX 0225-93-1707

・ホームページ

<http://www.miyagi-wood.jp/center/>



「主要構造部材」とは

土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太、筋交い及び根太や野地板の代わりに使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材のことです。

手続きの流れ

交付申請書の提出

- ・提出時期：主要構造部材等の工事に着手する約一ヶ月前
- ・提出先：宮城県水産林政部林業振興課（宮城県庁12階）

9~13
ページ

補助金交付決定

- ・県から交付申請者（施主）宛てに補助金交付決定通知書を送付します。

14
ページ

工事等着手

- ・原則として、主要構造部材等の工事や内装木質化等は補助金交付決定後に着手することとなります。

(工事等完了後) 現地調査

- ・主要構造部材の施工完了後及び内装木質化や木製品配備等が完了後に、県が現地調査を行う場合があります。

15~16
ページ

実績報告書の提出

- ・提出時期：主要構造部材の施工完了（内装等の申請をした場合は、その経費の支払完了）後30日以内
- ・提出先：宮城県水産林政部林業振興課（宮城県庁12階）

17
ページ

補助金額の確定

- ・県から交付申請者（施主）宛てに補助金額の確定通知書を送付します。

補助金振り込み

- ・交付申請者（施主）名義の口座に振り込みます。

必要書類の提出先・お問い合わせ先

宮城県 水産林政部 林業振興課 みやぎ材流通推進班

〒 980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL 022-211-2912 FAX 022-211-2919

E-Mail rinsinf@pref.miyagi.lg.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/>

必要書類の様式

必要な書類の様式は、宮城県林業振興課のホームページからダウンロードもできます。

◆宮城県林業振興課ホームページ（木造住宅の支援制度）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable1.html>

◆宮城県林業振興課ホームページ（住宅リフォームの支援制度）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable-reform-top.html>

応募の要件

次の1、2の要件を満たす必要があります。

なお、補助事業の申請は事業着手前になりますので御注意ください。

1 建て主に関する要件

- ① 宮城県内に自ら居住するために住宅を新築する建築主であること。
- ② 宮城県内に増改築等する住宅の建築主であること。
- ③ 県税の滞納のない方であること。
- ④ 建設現場を見学会などの県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。
- ⑤ 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること（必要な場合のみ）。

2 住宅に関する要件

(1) 新築住宅支援

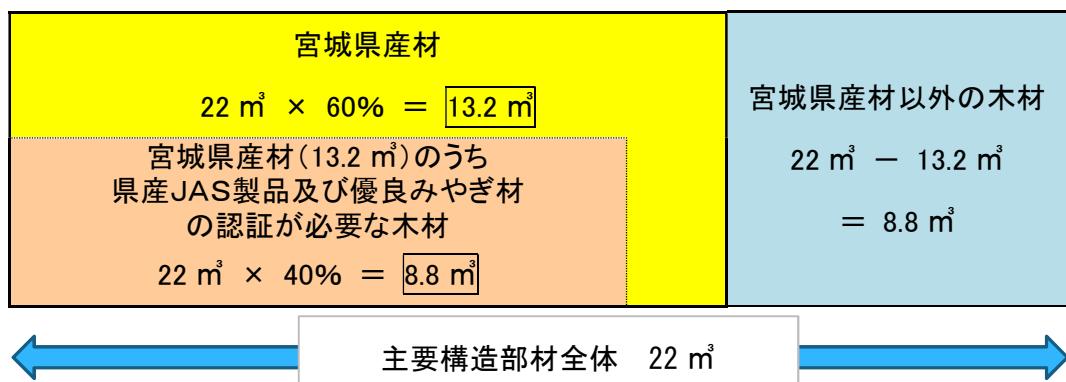
区分	一般（右記以外）の場合	特定災害※により半壊以上罹災した住宅を再建する場合
対象住宅	宮城県内に自ら居住するための一戸建て新築木造住宅であること。	
施工業者	宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有し、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者が施工すること。	
木材使用量	主要構造部 材	主要構造部材に宮城県産材を60%以上かつ県産JAS製品または優良みやぎ材を40%以上使用すること。 主要構造部材に宮城県産材を50%以上かつ8m ³ 以上使用すること。
施工期間	内装等	主要構造部の要件を満たした上で、内装の補助を申請する場合宮城県産材を1m ³ 以上かつ50%以上使用すること。 内装の要件を満たした上で、木製品を申請する場合宮城県産材を50%以上使用すること。
		令和6年3月31日までに主要構造部材の施工が完了（内装・木製品の補助を申請した場合は、補助対象経費の支払いが完了）し、宮城県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材の使用量及び現地の確認が可能であること。

(2) 住宅リフォーム支援

対象住宅	宮城県内に増改築等する住宅。
施工者	宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有し、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者が施工する住宅であること。
木材使用量	宮城県産材を3m ³ 以上使用する住宅であること。
事業の完了	令和6年3月31日までに主要構造部材等の施工が完了し、宮城県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。

【新築住宅支援の一般申請する場合の宮城県産材及び県産JAS製品、優良みやぎ材使用量の計算例】

主要構造部材の木材総使用材積が22m³の場合



補助金額

1 新築住宅支援

(1) 主要構造部

要件をすべて満たした場合、主要構造部材等への宮城県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材使用量に応じて、次のとおり補助します。

一般（右記以外）		特定災害により半壊以上 罹災した住宅を再建する場合
使用材積	補助金額	補助金額
宮城県産材 1 m ³ 当たり	28,000 円	
県産JAS製品 又は優良みやぎ材 1 m ³ 当たり	8,000 円	新築住宅 1 棟当たり 一律 500,000 円
上限 500,000 円（子育て世帯又は県外から の移住世帯の場合上限 750,000 円）		

【一般的場合の補助金計算例】

宮城県産材 13.2 m³、うち優良みやぎ材 8.8 m³を使用した場合

$$\text{補助金額} \quad 13.2 \text{ m}^3 \times @28,000 \text{ 円} = 369,600 \text{ 円}$$

$$8.8 \text{ m}^3 \times @ 8,000 \text{ 円} = 70,400 \text{ 円}$$

計 440,000 円

(2) 内装・木製品の配備等

主要構造部の要件を満たした上で、内装に県産材を50%以上かつ1m³以上使用する場合、対象経費に下記の補助率を乗じた金額を補助します。また、内装の要件を満たした上で、木製品に県産材を50%以上使用する場合、内装と木製品の対象経費の合計額に下記の補助率を乗じた金額を補助します。

区分	対象経費	一般		子育て世帯又は県外からの移住世帯	
		補助率	補助金額	補助率	補助金額
内装・木製品	内装に係る木材費又は木製品配備に要する経費	1/2 以内	上限30万円	3/4 以内	上限45万円

※事業費が30万円以上のものに限ります。

2 住宅リフォーム支援

要件をすべて満たした場合、宮城県産材使用量に応じて、次のとおり補助します。

一般（右記以外）		特定災害により一部損壊・床上浸水以上罹災した住宅を再建する場合
使用材積	補助金額	補助金額
宮城県産材 1m ³ 当たり	28,000円	リフォームした住宅1棟当たり 一律200,000円
上限200,000円		

交付申請書の提出

1 募集期間及び募集戸数

(1) 新築住宅支援

募集期間	募集件数
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日から令和6年3月8日まで、 先着順で交付申請書を受付します。 ・予算の上限に達した時点で募集を締め切 ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部：400件程度 (うち子育て世帯又は県外か らの移住世帯：120件程度) ・内装等：120件程度 (うち子育て世帯又は県外か らの移住世帯：60件程度) (それぞれ、予算の範囲内で受 付)

(2) 住宅リフォーム支援

募集期間	募集件数
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日から令和6年3月8日まで、 先着順で交付申請書を受付します。 ・予算の上限に達した時点で募集を締め切 ります。 	40件程度 (予算の範囲内で受付)

2 必要書類及び提出先

主要構造部材等の工事に着手する前に、次の①から⑩の書類を宮城県林業振興課へ郵送又は持参してください。

なお、補助金交付申請書の記載事項が空欄のままの場合、又は必要書類が添付されていない場合は受付しませんので、御注意願います。

主要構造部材の工事着手について

主要構造部材等の工事の着手が可能となるのは原則として補助金交付決定後です。

補助金交付決定前に工事に着手できるのは、被災住宅の再建など、早期に着工する理由がある場合に限られます。

なお、その場合は、次の⑪の交付決定前着手届を補助金交付申請書に添付してください。

(1) 新築住宅支援

① 交付申請書 (要綱別記様式第1号)

- ・補助金交付申請者は住宅の建築主です。補助金の振込先も同一となります（例えば、親名義で申請した場合、子名義の口座に補助金を振り込むことはできません）。
- ・施主が複数人の場合はどなたか1人を申請者としてください。連名申請はできません。
- ・チェックリストも一緒に提出してください。

② チェックリスト (要綱別記様式第2号)

③ 罹災証明書の写し（該当する場合のみ）

- ・特定災害で半壊以上罹災した住宅を再建する場合に添付してください。
- ・原則として、補助金交付申請者は、罹災時の世帯主となります。
- ・罹災時の世帯主と同一の世帯で罹災された方が、同居する条件で住宅を再建する場合は、個別に状況を確認する必要がありますので、宮城県林業振興課までお問い合わせください。

④ 県税の納税証明書

- ・補助金交付申請者の納税証明書を添付してください。
- ・証明書の発行場所は宮城県内の県税事務所です。市町村や税務署等で発行された納税証明書は使用できませんので、御注意ください。
- ・申請日以前3ヶ月以内に発行されたもので、原本に限ります（コピー不可）。
- ・証明内容は「すべての県税に未納がないこと」です。
- ・現在宮城県外に居住している場合も、宮城県内の県税事務所で納税証明書を取得いただく必要があります。

◎県税事務所での手続き

- ・県税事務所の窓口へは、運転免許証等の身分証と印鑑（認印可。ただしスタンプ印不可）を持参してください。宮城県外に居住している場合は、住民票（写し可）も持参ください。
- ・手数料として、1通につき400円分の現金が必要です。
- ・納税証明書が必要な方（補助金交付申請する方）からの委任状があれば、代理人による請求もできます。
- ・各県税事務所へ郵送で納税証明書の交付を請求することも可能です。詳しくは下記の宮城県税務課ホームページを御覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/faq-shoumei.html>

◎各県税事務所の所在地

事務所名	担当班	電話番号	所在地
①宮城県大河原県税事務所	納稅第二班	0224-53-3111(代)	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎1階
②宮城県仙台南県税事務所	納稅第二班	022-248-2986	〒982-0011 仙台市太白区長町7-22-20
③宮城県仙台中央県税事務所	納稅部収納管理班	022-715-0625	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館1階
④ 同 扇町出張所 (自動車税のみの取扱いとなります。)	審査収納班	022-232-5702	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町3-3-10(交通会館内)
⑤宮城県仙台北県税事務所	収納管理班	022-275-9122	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎3階
⑥宮城県塩釜県税事務所	納稅第二班	022-365-4194	〒985-0024 塩竈市錦町5-28
⑦宮城県北部県税事務所	納稅第二班	0229-91-0704	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 大崎合同庁舎3階
⑧宮城県県税事務所 栗原地域事務所	納稅班	0228-22-2111(代)	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎2階
⑨宮城県東部県税事務所	納稅第二班	0225-95-1411(代)	〒986-0850 宮城県石巻市あゆみ野五丁目7番地 石巻合同庁舎3階
⑩宮城県東部県税事務所 登米地域事務所	納稅班	0220-22-6111(代)	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階
⑪宮城県気仙沼県税事務所	納稅班	0226-24-2121(代)	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

◎納税証明書交付申請書、委任状の様式

各县税事務所の窓口で配布しています。また、下記の宮城県税務課のホームページからダウンロードもできます（納税証明書交付申請書は「一般用」の様式を御使用ください）。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/download-syoumei.html>

◎納税証明書交付申請書の記載例

班 長	班 員	担当者																								
納税証明書交付申請書																										
宮城県 県税事務所長 殿		年 月 日																								
代理人(代理人申請の場合のみ記入) 住 所 氏 名 電話番号 () 		納税義務者 住(居)所 又は所在地 (ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者名 電 話 番 号 () <p style="font-size: small;">※この欄に納税義務者の押印がない場合は委任状が必要です。</p>																								
下記のとおり、納税証明書の交付を申請します。 該当する□にレ点を記入し、必要事項を記入してください。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top;"> ①使用目的 (この申請書は使用目的ごとに作成すること。) </td> <td style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/>金融機関への融資申込み <input type="checkbox"/>建設業の許可申請 <input type="checkbox"/>建設業の変更等の届出 <input type="checkbox"/>自動車の(名義変更・抹消登録・譲渡) <input type="checkbox"/>※宮城県入札参加資格等承認申請 <input type="checkbox"/>※酒類(販売・製造)業の免許要件の確認書類 <input checked="" type="checkbox"/>その他(宮城県事業補助金申請) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> ①使用目的 カナ 「その他(宮城県事業補助金申請)」と記載してください。 <small>(②証明事項③税目④期別事業年度欄は記載する必要はありません。)</small> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top;"> ①使用目的 が※の場合は記載する必要はありません。 ② ③ ④ </td> <td style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/>納付すべき額、納付済額、未納額 <input type="checkbox"/>申請前2年内に納期限が到来した県税 <input checked="" type="checkbox"/>未納がないこと <input type="checkbox"/>その他() </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> ②証明事項 未納がないこと 「未納がないこと」にレ点を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top;"> ③税目 <small>※の場合は記載する必要はありません。</small> </td> <td style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/>法人県民税 <input type="checkbox"/>法人事業税 <input type="checkbox"/>個人事業税 <input type="checkbox"/>自動車税 <input checked="" type="checkbox"/>全ての県税 <input type="checkbox"/>その他() </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> ③税目 <small>※の場合は記載する必要はありません。</small> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top;"> ④期別事業年度 </td> <td style="width: 80%;"> 年度(年)(年) 年度(年)(年) 年度(年)(年) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> ④期別 <small>記入不要です。</small> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> ⑤請求通数 </td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 通 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;"> 宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;"> 県機関使用欄 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;"> 通 枚 円 </td> </tr> </table>			①使用目的 (この申請書は使用目的ごとに作成すること。)	<input type="checkbox"/> 金融機関への融資申込み <input type="checkbox"/> 建設業の許可申請 <input type="checkbox"/> 建設業の変更等の届出 <input type="checkbox"/> 自動車の(名義変更・抹消登録・譲渡) <input type="checkbox"/> ※宮城県入札参加資格等承認申請 <input type="checkbox"/> ※酒類(販売・製造)業の免許要件の確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> その他(宮城県事業補助金申請)	①使用目的 カナ 「その他(宮城県事業補助金申請)」と記載してください。 <small>(②証明事項③税目④期別事業年度欄は記載する必要はありません。)</small>	①使用目的 が※の場合は記載する必要はありません。 ② ③ ④	<input type="checkbox"/> 納付すべき額、納付済額、未納額 <input type="checkbox"/> 申請前2年内に納期限が到来した県税 <input checked="" type="checkbox"/> 未納がないこと <input type="checkbox"/> その他()	②証明事項 未納がないこと 「未納がないこと」にレ点を記入してください。	③税目 <small>※の場合は記載する必要はありません。</small>	<input type="checkbox"/> 法人県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての県税 <input type="checkbox"/> その他()	③税目 <small>※の場合は記載する必要はありません。</small>	④期別事業年度	年度(年)(年) 年度(年)(年) 年度(年)(年)	④期別 <small>記入不要です。</small>	⑤請求通数	通		宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄			県機関使用欄			通 枚 円		
①使用目的 (この申請書は使用目的ごとに作成すること。)	<input type="checkbox"/> 金融機関への融資申込み <input type="checkbox"/> 建設業の許可申請 <input type="checkbox"/> 建設業の変更等の届出 <input type="checkbox"/> 自動車の(名義変更・抹消登録・譲渡) <input type="checkbox"/> ※宮城県入札参加資格等承認申請 <input type="checkbox"/> ※酒類(販売・製造)業の免許要件の確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> その他(宮城県事業補助金申請)																									
	①使用目的 カナ 「その他(宮城県事業補助金申請)」と記載してください。 <small>(②証明事項③税目④期別事業年度欄は記載する必要はありません。)</small>																									
①使用目的 が※の場合は記載する必要はありません。 ② ③ ④	<input type="checkbox"/> 納付すべき額、納付済額、未納額 <input type="checkbox"/> 申請前2年内に納期限が到来した県税 <input checked="" type="checkbox"/> 未納がないこと <input type="checkbox"/> その他()																									
	②証明事項 未納がないこと 「未納がないこと」にレ点を記入してください。																									
③税目 <small>※の場合は記載する必要はありません。</small>	<input type="checkbox"/> 法人県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての県税 <input type="checkbox"/> その他()																									
	③税目 <small>※の場合は記載する必要はありません。</small>																									
④期別事業年度	年度(年)(年) 年度(年)(年) 年度(年)(年)																									
	④期別 <small>記入不要です。</small>																									
⑤請求通数	通																									
宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄 宮城県収入証紙貼付欄																										
県機関使用欄																										
通 枚 円																										
注1 使用目的が※の証明及び未納がないことの証明は確認に時間を要する場合があります。 ③税目 にレ点を記入して含まれる 「全ての県税」 にレ点を記入して <small>（全ての県税について未納がないことの証明も含む）</small> 紳税義務者は本社となります。																										
注3 本社が納税義務者の場合は、代表者印(実印)を押印してください。																										
注4 上記注3に係る代表者の押印がない場合は本社代表者印が押印された委任状が必要となります。																										
注5 窓口に来られた方の身分証明書等を確認する場合があります。																										
注6 加除・訂正した場合で、訂正印のないものは無効です。																										
注7 ④期別事業年度に表してある年度について個人事業税は期別(事業年)として取り扱います。																										

⑤ 新築する住宅の建築確認済証の写し

⑥ 新築する住宅の建設場所の位置図

住宅地図や建築確認申請書の案内図など、建設場所の位置を地図上で示したもの添付してください。

⑦ 新築する住宅の配置図

⑧ 新築する住宅の各階平面図

⑨ 新築する住宅の立面図

⑩ 木びろい表（計画）（要綱別記様式第9号）

※電子メールでExcelファイルを提出（宛先:rinsinf@pref.miyagi.lg.jp）

⑪ 施工業者の建設業法の許可証の写し

⑫ 新築する住宅の工事請負契約書の写し

・契約日、発注者・請負者（それぞれの押印があるもの）、建築場所、工期、請負代金等の契約内容が記載されている部分の写しを添付してください。

・工事の種類ごとに個別に契約している場合は、全ての契約書の写しを添付してください。

⑬ 補助金振込先口座の通帳の写し

・銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人のカタカナ名が表記されているページ（表紙及び見開き等）の写しを添付してください。

⑭ 世帯全員分の住民票の写し (該当する場合のみ)

申請日以前3ヶ月以内に発行されたもので、子育て世帯又は県外からの移住世帯に該当する場合提出してください。

⑮ 交付決定前着手届 (要領別紙様式第1号) (該当する場合のみ)

・被災住宅の早期再建など、補助金交付決定前に主要構造部材の工事に着手する必要がある場合は添付してください。

⑯ 他の補助金を利用する場合は、概要が分かる資料

※内装等の補助を希望する場合は、下記書類を併せて添付してください。

⑰ 木びろい表（計画） (要綱別記様式第10号)

※電子メールでExcelファイルを提出(宛先:rinsinf@pref.miyagi.lg.jp)

⑱ 収支予算書 (要綱別記様式第11号)

⑲ 内装の施工箇所が分かる図面（例：平面図や立面図等に該当箇所を着色したもの）

・内装を申請する場合は、添付してください。また、図面にm²数を記載してください。

⑳ 木製品の設置箇所が分かる書類（例：平面図や立面図等に該当箇所を着色したもの、カタログ等）

・内装の要件を満たした上で、木製品を申請する場合は添付してください。

(2) 住宅リフォーム支援

① 補助金交付申請書 (要綱別記様式第1号)

- 補助金交付申請者は増改築等する住宅の建築主です。補助金の振込先も同一となります（例えば、親名義で申請した場合、子名義の口座に補助金を振り込むことはできません）。
- 施主が複数人の場合はどなたか1人を申請者としてください。連名申請はできません。

② チェックリスト (要綱別記様式第3号)

③ 罹災証明書の写し (該当する場合のみ)

- 特定災害で罹災（一部損壊、床上浸水以上）した住宅を再建する場合に添付してください。
- 原則として、補助金交付申請者は、罹災時の世帯主となります。
- 罹災時の世帯主と同一の世帯で罹災された方が、同居する条件で住宅を再建する場合は、個別に状況を確認する必要がありますので、宮城県林業振興課までお問い合わせください。

④ 県税の納税証明書 (※新築住宅支援参照)

- 補助金交付申請者の納税証明書を添付してください。
- 証明書の発行場所は宮城県内の県税事務所です。市町村や税務署等で発行された納税証明書は使用できませんので、御注意ください。
- 申請日以前3ヶ月以内に発行されたもので、原本に限ります（コピー不可）。
- 証明内容は「すべての県税に未納がないこと」です。
- 現在宮城県外に居住している場合も、宮城県内の県税事務所で納税証明書を取得いただく必要があります。

⑤ 増改築等する住宅の建築確認済証の写し

- ・建築確認済証が必要な場合のみ提出してください。

⑥ 増改築する住宅の建設場所の位置図

- ・住宅地図や建築確認申請書の案内図など、建設場所の位置を地図上で示したもの添付してください。

⑦ 増改築等する住宅の配置図

⑧ 増改築等する住宅の各階平面図

- ・内装や外装の木質化等を行う場合は、施工箇所が分かる書類も添付してください。

⑨ 増改築等する住宅の立面図

⑩ 施工業者の建設業法の許可証の写し

※電子メールでExcelファイルを提出（宛先:rinsinf@pref.miyagi.lg.jp）

⑪ 増改築等する住宅の工事請負契約書の写し

- ・契約日、発注者・請負者（それぞれの押印があるもの）、建築場所、工期、請負代金等の契約内容が記載されている部分の写しを添付してください。
- ・工事の種類ごとに個別に契約している場合は、全ての契約書の写しを添付してください。

⑫ 補助金の振込先口座の通帳の写し

- ・銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人のカタカナ名が表

記されているページ（表紙及び見開き）の写しを添付してください。

⑬ 交付決定前着手届（要領別紙様式第1号）（該当する場合のみ）

⑭ 他の補助金を利用する場合は、概要が分かる資料

補 助 金 交 付 決 定

補助金交付申請書の受付後、内容を審査した上で、補助金交付申請者本人へ補助金交付決定を文書で通知します。

現 地 調 査

補助金交付申請書に記載いただいた事業完了予定日をもとに、主要構造部や内装及び木製品の配備等の施工完了について現地調査を行う場合があります。

現地調査を実施する場合は、補助金交付申請書に記載いただいた施工業者の方に、電話で日程調整の御連絡をいたしますので、御協力願います。

実績報告書の提出

1 提出期限及び提出先

交付決定の通知があった場合は、**事業完了後30日以内**に宮城県林業振興課へ実績報告書を郵送又は持参してください。

※事業完了について

・新築住宅支援及び住宅リフォームの事業完了は、提出する木びろい表（要綱別記様式第9号）に記載した木材が全て使用された時が事業完了となります。

ただし、新築住宅支援で内装木質化や木製品配備等を行う場合は、その経費の支払いが全て完了した時が事業完了となります。

完了届の提出について

事業工完了日が年度末直前などの理由から、令和6年3月31日までに実績報告書を提出できない場合は、同日までにいったん**完了届**（要領別紙様式第2号）を提出してください。その後、**事業完了後30日以内**か**令和6年4月20日**のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

なお、令和6年3月31日以前に実績報告書を提出する場合は、完了届の提出は必要ありません。

2 必要書類

次の①から⑧までの書類の提出が必要です。

① 事業実績報告書（要綱別記様式第7号）

報告者は補助金交付申請者と同一となります。

② 木びろい表（実績）（要綱別記様式第9号及び第10号）

※電子メールでExcelファイルを提出（宛先:rinsinf@pref.miyagi.lg.jp）

③ 主要構造部材の施工中及び施工が完了した写真

新築住宅支援の主要構造部の施工完了は木びろい表（要綱別記様式第9号）に記載のある木材を全て使用した時となります。施行中及び施工完了後の全景写真、内部の柱等があらわしになっている状態の写真を数枚添付してください。

④ 内装等の施工中と施工完了後の写真

・新築住宅支援で、内装の補助を利用した場合及び住宅リフォーム支援の補助を利用した場合のみ添付してください。

⑤ 木製品配備の完了写真

新築住宅支援で、木製品配備の補助を利用した場合のみ添付してください。

⑥ 県産JAS製品の表示がわかる写真

主要構造部等に県産JAS製品を使用した場合のみ添付してください。

⑦ 優良みやぎ材のシールがわかる写真

主要構造部等に優良みやぎ材を使用した場合のみ添付してください

⑧ 収支決算書（要綱別記様式第11号）及び領収書

新築住宅支援で内装、木製品配備を行った場合のみ添付してください。

⑧ 宮城県産材及び県産JAS製品、優良みやぎ材を使用したことを証明する書類（原本に限る）

使用した宮城県産材・優良みやぎ材製品に応じ、次の書類が必要です。

種類		添付が必要な書類
製材品	県産材	みやぎ材利用センターが発行した 宮城県産材証明書
	県産 JAS 製品	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した 产地及びJASと記載のある出荷証明書
	優良みやぎ材	みやぎ材利用センターが発行した 優良みやぎ材認証書
合板・ 単板積層材 (LVL) 等	県産材	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した 产地の記載のある出荷証明書
	県産 JAS 製品	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した 产地及びJASと記載のある出荷証明書
	優良みやぎ材	みやぎ材利用センターが発行した 優良みやぎ材認証書
集成材	県産材	みやぎ材利用センターが発行した 宮城県産材証明書及びJAS認証工場が発行した出荷証明書
	県産 JAS 製品	みやぎ材利用センターが発行した 宮城県産材証明書及びJAS認証工場が発行した出荷証明書
内装等・木製品	県産材	みやぎ材利用センターが発行した 宮城県産材証明書

- ・宮城県産材証明書を取得するための具体的な手続きについては、「宮城県産材証明書の発行手続き」（別冊）を御覧ください。
- ・優良みやぎ材の認証を受けた場合は、宮城県産材証明書を重複して取得する必要はありません。

・各証明書の数量等と木びろい表（実績）の数量・使用割合等を県が確認審査します。数量等に相違がある場合は、県から施工業者・木材業者等の方に内容の確認や書類の再提出等をお願いすることとなりますので、御承知願います。

補助金額の確定・補助金振込み

実績報告書の受付後、内容を審査した上で、補助金交付申請者本人へ補助金額の確定を文書で通知します。

同時に、補助金交付申請書に記載いただいた金融機関口座に補助金を振り込む作業を開始します。

なお、確定通知書を発送してから補助金を振り込むまでには1～2ヶ月程度時間を要しますので、御了承願います。

その他の手続き

いずれの場合も、書類を提出する前に宮城県林業振興課へ御相談ください。

1 事業の廃止

補助金交付決定の通知を受けてからこの支援制度の利用をやめたい（事業を廃止する）場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（要綱別記様式第6号）を提出してください。

2 事業内容の変更

補助金交付決定額が増額になる場合や、施工業者が変更となる場合など、申請内容に変更がある場合は事業完了日以前に変更承認申請書（要綱別記様式第5号）の提出が必要です。

3 事業の繰越

被災した住宅を再建する場合等で住宅の基礎施工業者が確保できないなど、施主及び施工業者の原因ではない事情が生じ、やむを得ず令和6年3月31日までに事業完了することができないと見込める状況になった場合は、**繰越承認申請書**（要領別紙様式第3号）の提出が必要となります。

繰越承認申請書が提出された場合は、県からも詳しく事情を聴き取りする場合があります。

なお、事前に県からの繰越の承認を得ずに、令和6年4月以降に事業が完了する場合は、補助金の交付ができませんので御注意願います。また、**補助申請時点から令和6年4月1日以降に完成することを前提とした施工スケジュールは認めません。**

○繰越承認申請が必要な例（施工スケジュール例）

時期	2021年度（令和3年度）									2022年度			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
当初計画				着工の主要構造材	着工の主要構造材	事業完了			引渡宅完成・				
延期した計画				着工の主要構造材	着工の主要構造材	事業完了			引渡宅完成・				

この場合は繰越承認申請は必要なし

年度を跨ぐ主要構造材（内装等の補助を利用する場合は、内装等）の施工は繰越承認申請が必要となる

繰越承認を受けずに、4月1日以降に事業完了する場合は、補助対象外となります。